

「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン(第10版)」 実効速度の広告表示における条文見直しについて

電気通信サービス向上推進協議会 広告表示自主基準WG

1. 見直し方針

①「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン(第10版)」(以下自主基準ガイドライン)第24条(見直しに関する規定)により、第14条(ベストエフォート型サービスの速度に関する広告表示)および第14条のガイドライン(解説部分)の見直しを行う。
また、14条に付帯する巻末別表を新設し、速度測定結果の媒体ごとの表示方法を規定する。

②第14条見直しと第14条付帯別表(新設)の案は、「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」報告書(案)および「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン(案)」に基づき策定する。

2. 見直し内容(案要旨)

①第14条2号(追加;実効速度の表示について)

実効速度の計測が可能なサービス・端末の広告において、ネットワークサービスの最高速度を訴求するための表示を行うときは媒体ごとに別表(別表10を予定)に定める方法に従って表示する旨を規定する。

②第14条3号(追加;サービス導入直後の実効速度表示について)

高速化が進んだ通信サービスが新たに登場した場合、サービス導入直後に実効速度を計測すると実態とかけ離れた計測結果となる可能性があるため、一定期間経過以前はシミュレーション等を用いた説明を付す旨を規定する。

③別表10(追加;実効速度の媒体別表示事項の規定)

ホームページ、総合カタログおよびそれ以外の媒体に区分し、速度計測結果(実効速度)に関する利用者への表示方法等対応すべき事項を規定する。

3. 今後のスケジュール

2015年

7月上旬までに

作業部会(サブWG)にて見直し案の策定

7月中旬

広告表示自主基準WGにて見直し案内容の検討

7月下旬～8月上旬

広告表示アドバイザリー委員会にて見直し案内容の検討

8月上旬～9月

通信4団体(TCA、JAIPA、CATV、テレサ)加盟事業者へ照会

10月

パブリックコメント

(10月下旬)

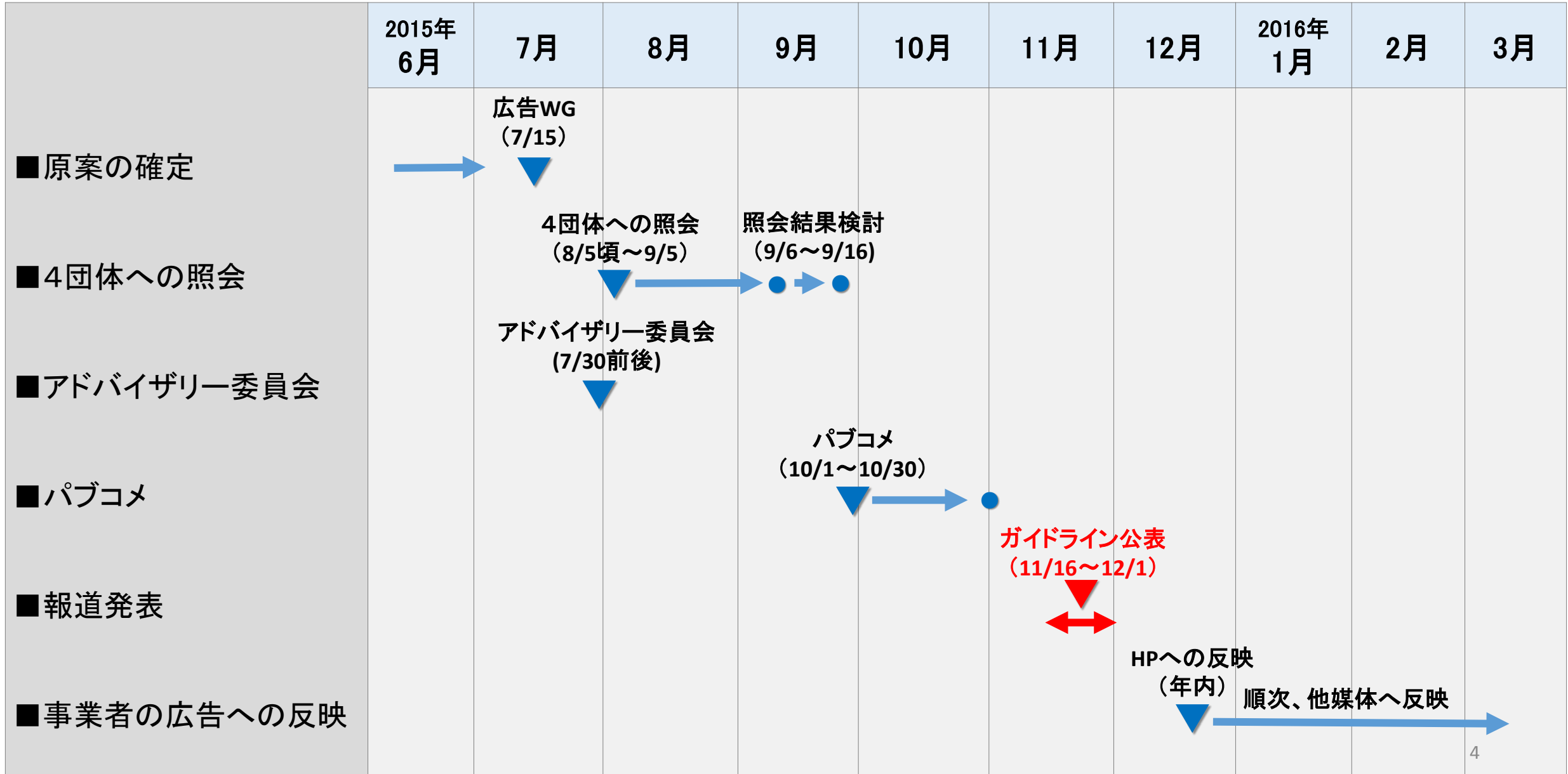
広告表示アドバイザリー委員会 ※必要に応じ

11月15日～12月1日

自主基準ガイドライン第11版 報道発表

(注)通常は4団体照会を経てアドバイザリー委員会での検討を行う。

電気通信サービス向上推進協議会 広告表示自主基準WG
 広告表示自主基準改定(第11版)スケジュール案



＜参考＞ 自主基準ガイドライン 第14条(現行)

(ベストエフォート型サービスの速度に関する広告表示)

第14条 電気通信事業者は、ベストエフォート型サービスの広告において、最高速度を表示するときは、通信設備の状況や他回線との干渉等によって当該表示速度が出ないことがある旨を当該速度表示とできるだけ近接した場所に明瞭に表示するものとする。

なお、一般消費者にとって期待が大きいFTTHサービスや移動体通信サービスの速度表示については、適切な説明を加えるなど特に留意するものとする。

※ガイドライン部分省略